

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期
(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 田代正明

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 田中稔明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03(3475)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 田中稔明

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目19番12号)

株式会社大京大阪支店
(大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間	第85期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
営業収入 (百万円)	197,219	216,289	77,870	60,350	351,623
経常利益又は 経常損失 () (百万円)	43,182	5,811	4,339	1,450	51,845
四半期純利益又は 四半期 (当期) 純損失 () (百万円)	48,972	4,561	4,950	686	56,414
純資産額 (百万円)			51,602	67,383	62,820
総資産額 (百万円)			388,797	328,533	367,521
1株当たり純資産額 (円)			101.67	93.24	79.81
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 () (円)	143.11	13.34	14.47	2.01	164.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)		6.08		0.91	
自己資本比率 (%)			13.1	20.5	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39,833	19,639			48,899
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,953	780			14,055
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,880	4,148			48,502
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (百万円)			29,147	43,010	67,577
従業員数 (人)			6,879	7,237	6,894

(注) 1 「営業収入」には、消費税等を含んでおりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額」については、第85期第3四半期連結累計 (会計) 期間および第85期は、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期 (当期) 純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

（平成21年12月31日現在）

従業員数（人）	7,237 [2,783]
---------	---------------

（注）「従業員数」は就業人員であり、連結会社以外への出向者44人を含んでおりません。また、臨時従業員は []内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

（平成21年12月31日現在）

従業員数（人）	1,385
---------	-------

（注）「従業員数」は就業人員であり、出向者292人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【契約及び販売の状況】

(1) 不動産販売事業

契約実績

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	戸数または面積	金額(百万円)	戸数または面積	金額(百万円)
マンション	2,048戸	69,188	1,113戸	37,388
戸建	5戸	219	-戸	-
土地・建物	19,884㎡	18,323	625㎡	62
合計	2,053戸 19,884㎡	87,732	1,113戸 625㎡	37,450

(注) 「戸数または面積」のうち㎡表示は土地の面積であります。

なお、「販売実績」および「契約残高」も同様の表示であります。

販売実績

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	戸数または面積	金額(百万円)	戸数または面積	金額(百万円)
マンション	1,211戸	39,083	925戸	29,508
戸建	4戸	121	1戸	19
土地・建物	17,852㎡	17,843	9,947㎡	1,022
合計	1,215戸 17,852㎡	57,048	926戸 9,947㎡	30,549

契約残高

区分	前第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	
	戸数または面積	金額(百万円)	戸数または面積	金額(百万円)
マンション	3,512戸	141,647	2,281戸	83,860
戸建	3戸	180	-戸	-
土地・建物	2,628㎡	569	-㎡	-
合計	3,515戸 2,628㎡	142,397	2,281戸	83,860

(2) 不動産管理事業

区分	前第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	増減
マンション管理受託戸数	337,125戸	390,589戸	53,464戸

(3) 不動産仲介事業

(営業収入内訳)

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	増減
仲介収入(百万円)	1,861	1,767	93
販売代理収入(百万円)	111	177	65
合計	1,972	1,945	27

(4) 請負工事業

区分	前第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	増減
受注残高(百万円)	14,941	16,803	1,861

- (注) 1 上記金額はセグメント間取引を含んでおります。
2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更は以下のとおりでありま
す。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

法的規制リスク

当社グループの各事業には、不動産関連法制が適用されるため、将来において、宅地建物取引業法、建築
基準法、都市計画法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、建設業法等の不動産関連法制が変
更された場合、または、不動産関連法制が新設された場合には、新たな義務の発生、費用負担増加等によ
り、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個人情報リスク

前項目の追加により、法務リスク(個人情報の管理)の題目を個人情報リスクに変更しております。

オリックスグループとの関係

当社は、平成17年1月31日付をもって、オリックス株式会社（以下、「オリックス株」）と第三者割当増資の引受契約および「事業再生計画」達成に対する協力を内容とする資本提携契約を締結しております。

当四半期報告書提出日現在、当社グループとオリックス株またはその子会社もしくは関連会社（以下、「オリックスグループ」）の関係は、次のとおりであります。

資本関係

オリックス株は、平成21年9月30日現在において、当社の発行済株式の52.47%（うち、普通株式32.05%、優先株式20.42%）にあたる227,695千株（うち、普通株式139,097千株、優先株式88,598千株）を保有し、総株主の議決権に対するオリックス株の所有議決権数の割合は42.61%となっており、当社は、同社の持分法適用会社に該当しております。

人的関係

当社グループの役員のうち、役員2名がオリックスグループの役員を兼任しており、また、役員5名が、同グループからの出向者（当社3名、子会社2名）となっております。

取引関係

当社グループは、オリックスグループとマンション分譲に関する共同事業や販売受託取引等の営業取引を行っております。

当社グループは、独立した事業運営を行っておりますが、今後、資本提携契約の解消等、オリックスグループとの関係が変化した場合、当社グループの信用力や事業運営に影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、経済対策の効果などから景気や個人消費に持ち直しの動きが続いているものの、雇用情勢は依然として厳しく、景気動向は楽観視できない状況にあります。

マンション市場におきましては、在庫調整が進み、市場の需給バランスが改善するなど底打ちの兆しが見え始めているものの、雇用不安や所得環境の厳しさを受け、消費マインドが低迷を続けており、依然として厳しい事業環境となっております。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、不動産販売事業の営業収入が前年同期に比べ減少したことなどにより、当第3四半期連結会計期間の営業収入は603億50百万円（前年同期比22.5%減）となりましたが、経費削減効果に加え、ストック事業の拡大・強化に向けた取り組みが順調に進展し、不動産管理事業および請負工事事業等の収益が寄与したことなどにより、営業利益は22億77百万円（前年同期は27億26百万円の損失）、経常利益は14億50百万円（前年同期は43億39百万円の損失）、四半期純利益は6億86百万円（前年同期は49億50百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(事業別業績)

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		増減	
	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収入 (百万円)	営業利益 (百万円)
不動産販売事業	57,048	4,383	30,549	368	26,499	4,014
不動産管理事業	8,195	977	15,401	1,495	7,205	517
不動産仲介事業	1,972	66	1,945	178	27	244
請負工事事業	9,099	806	10,269	889	1,170	82
その他事業	2,414	407	2,599	480	184	72
消去又は全社	860	468	415	396	445	71
合計	77,870	2,726	60,350	2,277	17,520	5,003

不動産販売事業

不動産販売事業につきましては、主力のマンション販売において、売上戸数は925戸（前年同期比286戸減）、マンション売上高は295億8百万円（前年同期比95億75百万円減）となりました。加えて、土地・建物等の売上が減少した結果、不動産販売事業の営業収入は305億49百万円（前年同期比46.5%減）、営業利益は3億68百万円の損失（前年同期は43億83百万円の損失）となりました。

不動産管理事業

不動産管理事業につきましては、連結子会社化したオリックス・ファシリティーズ(株)および(株)J・COMSの業績が寄与したことに加え、(株)大京アステージにおける管理事業の収益力強化により、営業収入は154億1百万円（前年同期比87.9%増）、営業利益は14億95百万円（前年同期比52.9%増）となりました。

不動産仲介事業

不動産仲介事業につきましては、前期に実施いたしました不採算店舗の統廃合および人員削減等により、営業収入は19億45百万円（前年同期比1.4%減）と減収となったものの、営業生産性の向上に加え経費削減効果が寄与し、営業利益は1億78百万円（前年同期は66百万円の損失）となりました。

請負工事事業

請負工事事業につきましては、連結子会社化したオリックス・ファシリティーズ(株)の業績が寄与したことなどにより、営業収入は102億69百万円（前年同期比12.9%増）、営業利益は8億89百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

その他事業

その他事業につきましては、賃貸収入を主体に、営業収入は25億99百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益は4億80百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、3,285億33百万円（前連結会計年度末比389億88百万円減）となりました。これは、現金及び預金が仕入債務の決済などにより245億67百万円、たな卸不動産が181億36百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

負債

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、2,611億50百万円（前連結会計年度末比435億50百万円減）となりました。これは、支払手形及び買掛金が282億91百万円、有利子負債が40億76百万円、マンション販売に係る預り金の減少等によりその他流動負債が103億95百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、673億83百万円（前連結会計年度末比45億62百万円増）となりました。これは、四半期純利益を45億61百万円計上したことなどによるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は20.5%（前連結会計年度末比3.4ポイント増）、1株当たり純資産額は93円24銭（前連結会計年度末比13円43銭増）となりました。

なお、前期において発生した損失による利益剰余金の欠損を填補するため、資本剰余金144億95百万円を利益剰余金へ振替えております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物」（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末に比べ106億79百万円減少し、430億10百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において、営業活動による資金の減少は77億54百万円（前年同期は240億82百万円の増加）となりました。これは、仕入債務の増加などにより資金が増加した一方、たな卸不動産の増加およびマンション販売に係る預り金の減少などにより資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において、投資活動による資金の減少は26百万円（前年同期は73億13百万円の増加）となりました。これは、主に固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間において、財務活動による資金の減少は28億95百万円（前年同期は271億36百万円の減少）となりました。これは、主に借入金の返済によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000
第8種優先株式	23,600,000
計	1,241,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	345,387,738	445,337,738	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、基準となる株 式 (注)3～4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	同左		(注)2～6、9～11
第2種優先株式 (注)1	11,250,000	同左		
第4種優先株式 (注)1	18,750,000	同左		
第7種優先株式 (注)1	25,000,000	同左		
第8種優先株式 (注)1	23,598,144	同左		
計	433,985,882	533,935,882		

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- 2 各優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、各優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数が変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)11に記載のとおりであります。
- 3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。
- 4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- 5 各優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と各優先株式の所有者との間に取決めはありません。
- 6 各優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権はありません。
- ただし、第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとしております。

- 7 平成22年1月25日を払込期日とする一般募集による新株式発行ならびに平成22年2月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による新株式発行に伴い、普通株式が99,950,000株増加しております。
- 8 「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数、ならびに第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 9 第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。
- 10 各優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位としております。
- 11 第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の内容は、次のとおりであります。

第1種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。

(ロ) 優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、 $400円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.75\%)$ とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。

「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。

(ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。

(2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。

(ロ) 条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。

(a) 当初転換価額 444.0円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が355.2円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、平成22年1月25日を払込期日とする普通株式の発行に伴い、下限転換価額が調整され、平成22年1月26日より351.6円となっている。

(c) 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額（新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式において同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）、

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降でこれを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第2種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第2種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第2種優先配当金」という。)を行う。
- (ロ) 優先配当金の額 第2種優先配当金の額は、400円×(日本円TIBOR+1.75%)とする。第2種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
- 「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第2種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第2種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第2種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第2種優先配当算出基準日とする。第2種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 期末配当において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき400円を支払う。第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第2種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ) 取得を請求し得べき期間 第2種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
- (ロ) 条件 第2種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第2種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が63.3円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。)

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降でこれを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または 〃で定め
る内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約
権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当た
りの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるとき
は、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換
価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を
差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第2種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が取得請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間の末日の翌日
(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、
当該第2種優先株主に対し、当該第2種優先株式を取得するのと引換えに第2種優先株式1株の払込金
相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証
券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2
位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場
合当該平均値が69.8円を下回るときは、第2種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数
の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれ
を取り扱う。

第4種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」とい
う。)を行うときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株
式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第4種優先株式発行に際し取締
役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第4種優先配当金」という。)を行う。

- (ロ) 優先配当金の額 第4種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第4種優先配当金
は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第4種優先配当
金の額が金40円を超える場合は40円とする。

平成24年3月末日に終了する事業年度に関する配当まで：第4種優先配当金 = 400円 × 2.00%

平成25年3月末日に終了する事業年度に関する配当から：第4種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR
+ 1.75%)

「日本円TIBOR」とは、平成24年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第4種優先配当算出基準日」とい
う。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値を
いい、上記計算式においては、次の第4種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用さ
れる。ただし、第4種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第4種優先配当算出基準日
とする。第4種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は
直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート
(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準
ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる
数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余
金の配当を行わない。

- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対して行う期末配
当の額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- (ホ) 非参加条項 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、第4種優先配当金を超えて配当は
行わない。

- (ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第4種優先配当金の支払について、これを準用する。

- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対
し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき400円を支払う。第4種優先株
主または第4種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第4種優先株式について株式の併合または分割は行わ
ない。当社は、第4種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける
権利を与えない。

(4) 取得請求権

(イ)取得を請求し得べき期間 第4種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年10月1日から平成41年9月30日までとする。

(ロ)条件 第4種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第4種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。

(a) 当初転換価額 79.1円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成22年10月1日から平成41年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が55.4円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第4種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。)

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第4種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4種優先株主が取得請求のために提出した第4種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第4種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、当該第4種優先株主に対し、当該第4種優先株式を取得するのと引換えに第4種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が61.1円を下回るときは、第4種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第7種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率（以下「第7種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第7種優先株式1株当たり40円を上限とする。）の配当金（1円未満を切り捨てる。以下「第7種優先配当金」という。）を支払う。

- (ロ) 優先配当金の額 第7種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。

$$\text{第7種優先配当金} = 400円 \times (\text{日本円TIBOR(1年物)} + 2.00\%)$$

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第7種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第7種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第7種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降（同日を含む。）に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。

- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- (ホ) 非参加条項 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、400円(以下「第7種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第7種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第7種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第7種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付するものとする。

(イ)取得と引換えに交付する普通株式数

第7種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

- (ロ)当初取得価額 取得価額は、当初、102円とする。なお、平成22年1月25日を払込期日とする普通株式の発行に伴い、取得価額が調整され、平成22年1月26日より101円となっている。

- (ハ)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(ニ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(ニ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。))の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。))の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。))とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 **ないし** のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。))の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (5) 取得条項 当社は、第7種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第7種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第7種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第8種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第8種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第8種優先株式1株当たり400円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第8種優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 優先配当金の額 第8種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。
第8種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR(1年物) + 2.00%)
「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第8種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第8種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第8種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第8種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、第8種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株につき、400円(以下「第8種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して第8種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者は、第8種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第8種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第8種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第8種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第8種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第8種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第8種優先株主に対して交付するものとする。
- (イ) 取得と引換えに交付する普通株式数

第8種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式数に400円を乗じた額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ)当初取得価額 取得価額は、当初、64円とする。

(ハ)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の100%に相当する額(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の80%に相当する額(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(ニ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(ニ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。)株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本 による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第8種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第8種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第8種優先株式を取得するのと引換えに、取得する第8種優先株式の総数に400円を乗じた額の金銭総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第8種優先株主に対して交付するものとする。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第8種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議（平成17年6月28日）および当社執行役による決定（平成17年8月12日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注）1	4,638個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）2	4,638,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）3	1株当たり390円（注）4
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日～ 平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 390円 資本組入額 195円（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てることとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3 行使価額の調整

- (1) 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) また、新株予約権発行日後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（新株予約権の権利行使ならびに優先株式の普通株式への転換の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (3) さらに、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。
- 4 平成22年1月25日を払込期日とする普通株式の一般募集による増資に伴い、平成22年1月26日より1株当たりの行使価額および資本組入額を387円および194円に調整しています。

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位も、自己の都合により失っていないことを要することとします。ただし、任期満了による退任、定年、子会社等への転籍あるいは会社都合による退職等、正当な理由によって失った場合については、失った日または平成19年6月29日のいずれか遅いほうの日から1年を経過していない場合に限り行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位についても、旧商法その他日本の法令または海外の法令もしくは当社または当社子会社等が定める社内規程に規定される欠格事由、解任事由または解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規程の重大な違反に該当する行為がないことを要するものとします。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由、行為の内容もしくはその治癒または解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権者は、当社取締役会の承認がない限り新株予約権の譲渡を行わないものとし、かつ、いかなる場合においても新株予約権について、質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとします。
- (4) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない（新株予約権1個を最低行使単位とする。）ものとします。
- (5) 新株予約権者およびその相続人は、後記(6)に定める新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとします。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

会社法第236条、第238条及び第239条（当社取締役、執行役については第240条）の規定に基づく
新株予約権

株主総会の特別決議および取締役会決議（平成18年6月28日） ならびに当社執行役による決定（平成18年8月7日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（注）1	192個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）2	192,000株
新株予約権の行使時の払込金額（注）3	1株当たり591円（注）4
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日～ 平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 591円 資本組入額 296円（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権発行日後に当社が株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3 行使価額の調整

(1) 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 新株予約権発行日後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（新株予約権の権利行使ならびに優先株式の取得請求権に伴う普通株式の交付を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(3) 新株予約権発行日後に当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

4 平成22年1月25日を払込期日とする普通株式の一般募集による増資に伴い、平成22年1月26日より1株当たりの行使価額および資本組入額を586円および293円に調整しています。

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社もしくは当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位も、自己の都合により失っていないことを要することとします。ただし、任期満了による退任、定年、子会社等への転籍あるいは会社都合による退職等、正当な理由によって失った場合については、失った日または平成20年6月29日のいずれか遅いほうの日から1年を経過していない場合に限り行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人のいずれの地位についても、会社法その他日本の法令または海外の法令もしくは当社または当社子会社等が定める社内規程に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規程の重大な違反に該当する行為がないことを要することとします。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由、行為の内容もしくはその治癒または解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとします。
- (4) 新株予約権者およびその相続人は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとします。
- (5) 新株予約権者が前記(1)ないし(4)に定める新株予約権行使の条件のいずれかを満たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第287条に従い消滅するものとします。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合もしくは株式交換または株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日		433,985,882		32,063		24,354

- (注) 1 平成22年1月25日を払込期日とする普通株式の一般募集による増資に伴い、発行済株式総数が92,900,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ8,465百万円増加しております。
- 2 平成22年2月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した普通株式の第三者割当による増資に伴い、発行済株式総数が7,050,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ642百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 11,250,000 第4種優先株式 18,750,000 第7種優先株式 25,000,000 第8種優先株式 23,598,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,348,000		株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 339,884,000 第1種優先株式 10,000,000	339,884 10,000	普通株式は株主としての権利行使に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株 第1種優先株式は「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 2,155,738 第8種優先株式 144		
発行済株式総数	433,985,882		
総株主の議決権		349,884	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が平成21年6月24日開催の定時株主総会において提出されなかったため、同総会から議決権を有しております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が16,000株(議決権16個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式611株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。
- 4 平成21年12月31日現在においては、「完全議決権株式(自己株式等)」の自己保有株式は、単元未満株式の買取りにより9,704株増加し、単元未満株式を含めて3,358,315株となっております。

【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,348,000		3,348,000	0.77
計		3,348,000		3,348,000	0.77

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	156	170	195	175	256	299	258	243	211
最低(円)	63	116	142	117	146	208	198	161	177

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

第1種優先株式

第2種優先株式

第4種優先株式

第7種優先株式

第8種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

新任役員

該当事項はありません。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	遠藤 貢三	平成22年1月8日

(2) 執行役の状況

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役 副社長	グループ 管理事業 全般担当	善積 義行	昭和25年 2月7日	昭和47年4月 オリエン特・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社 平成12年2月 オリックス・リアルエステート株式会社(現オリックス不動産株式会社)取締役 平成14年4月 オリックス株式会社執行役員 平成15年6月 同社執行役 平成16年2月 オリックス・オート・リース株式会社（現オリックス自動車株式会社）代表取締役副社長 平成18年1月 オリックス株式会社執行役東京営業本部長 平成18年8月 同社常務執行役 平成21年1月 オリックス信託銀行株式会社取締役副社長 平成22年1月 当社顧問 平成22年1月 当社執行役副社長（現在） 平成22年1月 当社グループ管理事業全般担当（現在） 平成22年1月 オリックス・ファシリティーズ株式会社代表取締役社長（現在）	(注)	普通株式 10	平成22年 1月8日

(注) 執行役の任期は、就任の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役副社長	グループ管理事業全般担当	遠藤 貢三	平成22年1月8日
常務執行役	グループ営業推進部、事務センター、業務推進部、不動産投資事業部管掌	五十嵐 俊昭	平成21年11月11日

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
常務執行役 (グループ営業推進部、事務センター、業務推進部、不動産投資事業部管掌)	常務執行役 (グループ営業推進部、事務センター、お客さま相談センター、不動産投資事業部管掌)	五十嵐 俊昭	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,024	67,591
受取手形及び売掛金	6 8,537	8,598
有価証券	1 85	1 5
販売用不動産	1, 3 25,081	3 48,308
仕掛販売用不動産	1 125,432	1 105,588
開発用不動産	1, 4 72,376	1, 4 87,129
その他のたな卸資産	4,466	2,575
繰延税金資産	1,437	2,254
その他	1 13,233	1 11,278
貸倒引当金	121	207
流動資産合計	293,552	333,122
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,696	5,652
減価償却累計額	3,452	3,312
建物及び構築物(純額)	2,243	2,340
土地	9,800	9,712
その他	2,311	2,332
減価償却累計額	1,711	1,632
その他(純額)	599	699
有形固定資産合計	12,643	12,751
無形固定資産		
のれん	5 13,027	5 12,903
その他	1,051	1,114
無形固定資産合計	14,078	14,017
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,399	1 1,579
繰延税金資産	815	422
その他	1 6,672	1 6,580
貸倒引当金	629	952
投資その他の資産合計	8,258	7,630
固定資産合計	34,981	34,399
資産合計	328,533	367,521

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6 46,368	74,659
短期借入金	55,773	71,163
1年内償還予定の社債	30,300	12,300
未払法人税等	973	1,424
前受金	13,220	12,603
賞与引当金	917	1,121
その他	11,728	22,124
流動負債合計	159,282	195,396
固定負債		
社債	13,000	31,000
長期借入金	79,231	67,911
退職給付引当金	2,306	2,577
役員退職慰労引当金	345	314
その他	6,984	7,501
固定負債合計	101,867	109,304
負債合計	261,150	304,700
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,063	32,063
資本剰余金	28,989	43,485
利益剰余金	7,497	11,558
自己株式	1,310	1,307
株主資本合計	67,240	62,682
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	125	89
為替換算調整勘定	33	34
評価・換算差額等合計	91	54
新株予約権	51	83
純資産合計	67,383	62,820
負債純資産合計	328,533	367,521

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業収入	197,219	216,289
営業原価	209,084	188,939
売上総利益又は売上総損失()	11,865	27,349
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	6,284	4,579
支払手数料	2,536	1,471
給料及び手当	8,266	7,055
賞与引当金繰入額	278	293
退職給付費用	654	383
役員退職慰労引当金繰入額	4	68
賃借料	1,423	1,161
減価償却費	203	215
その他	5,186	4,484
販売費及び一般管理費合計	24,839	19,712
営業利益又は営業損失()	36,705	7,637
営業外収益		
受取利息	72	47
受取配当金	27	26
持分法による投資利益	42	-
違約金収入	177	248
ローン事務手数料	-	140
その他	333	310
営業外収益合計	652	773
営業外費用		
支払利息	2,832	1,934
補修工事等負担金	798	-
違約金損失	2,521	-
その他	977	664
営業外費用合計	7,130	2,598
経常利益又は経常損失()	43,182	5,811
特別利益		
固定資産売却益	1,320	-
貸倒引当金戻入額	-	138
新株予約権戻入益	-	31
特別利益合計	1,320	169
特別損失		
特別退職金	2,070	-
特別損失合計	2,070	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	43,932	5,981
法人税、住民税及び事業税	637	985
法人税等調整額	4,402	435
法人税等合計	5,039	1,420
四半期純利益又は四半期純損失()	48,972	4,561

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
営業収入	77,870	60,350
営業原価	72,285	52,153
売上総利益	5,584	8,196
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,107	1,172
支払手数料	935	421
給料及び手当	2,904	2,403
賞与引当金繰入額	122	48
退職給付費用	218	125
役員退職慰労引当金繰入額	4	17
賃借料	463	322
減価償却費	67	73
その他	1,739	1,429
販売費及び一般管理費合計	8,310	5,918
営業利益又は営業損失()	2,726	2,277
営業外収益		
受取利息	26	7
受取配当金	1	2
違約金収入	87	39
ローン事務手数料	-	33
その他	119	69
営業外収益合計	235	152
営業外費用		
支払利息	1,042	728
違約金損失	335	-
その他	470	252
営業外費用合計	1,848	980
経常利益又は経常損失()	4,339	1,450
特別利益		
固定資産売却益	1,320	-
貸倒引当金戻入額	-	28
特別利益合計	1,320	28
特別損失		
特別退職金	2,070	-
特別損失合計	2,070	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	5,089	1,422
法人税、住民税及び事業税	235	317
法人税等調整額	373	418
法人税等合計	138	736
四半期純利益又は四半期純損失()	4,950	686

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	43,932	5,981
減価償却費	454	424
のれん償却額	304	615
支払利息	2,832	1,934
固定資産除売却損益(は益)	1,303	86
売上債権の増減額(は増加)	139	413
前受金の増減額(は減少)	4,041	598
たな卸不動産の増減額(は増加)	44,913	16,551
仕入債務の増減額(は減少)	36,619	28,644
預り金の増減額(は減少)	-	7,213
その他	7,005	7,711
小計	36,454	16,961
利息及び配当金の受取額	99	73
利息の支払額	2,577	1,740
法人税等の支払額	901	1,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,833	19,639
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	473	236
有形及び無形固定資産の売却による収入	6,319	31
関係会社株式の売却による収入	1,052	98
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	761
その他	55	88
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,953	780
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	53,019	1,790
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	3,000	-
長期借入れによる収入	27,561	47,621
長期借入金の返済による支出	56,088	53,480
自己株式の取得による支出	10,480	66
配当金の支払額	2,141	2
その他	10	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,880	4,148
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,014	24,567
現金及び現金同等物の期首残高	53,162	67,577
現金及び現金同等物の四半期末残高	29,147	43,010

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、(株)J・COMSについては、新たに株式を取得したため、連結子会社となりました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期間のものを除く。)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結累計期間においては工事進行基準を適用しているものがないため、これによる営業収入、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
<p>(四半期連結損益計算書) 前第3四半期連結累計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「ローン事務手数料」については、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間において区分掲記しております。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「ローン事務手数料」は106百万円であります。</p>	
<p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「預り金の増減額(は減少)」については、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間において区分掲記しております。</p> <p>なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「預り金の増減額(は減少)」は、1,639百万円であります。</p>	

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
<p>(四半期連結損益計算書) 前第3四半期連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「ローン事務手数料」については、重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間において区分掲記しております。</p> <p>なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「ローン事務手数料」は36百万円であります。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																						
<p>1 これらの資産のうち担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">5,873</td> </tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">57,185</td> </tr> <tr> <td>開発用不動産</td> <td style="text-align: right;">50,310</td> </tr> <tr> <td>その他(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">1,412</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">114,782</td> </tr> </table> <p>上記以外に「有価証券」60百万円、流動資産「その他」5百万円、「投資有価証券」135百万円および投資その他の資産「その他」117百万円を営業保証供託金等として差し入れております。</p> <p>なお、仕掛販売用不動産6,274百万円および開発用不動産7,537百万円については、担保提供および資産譲渡等に一定の制限条項が設定されております。</p>		百万円	販売用不動産	5,873	仕掛販売用不動産	57,185	開発用不動産	50,310	その他(投資その他の資産)	1,412	計	114,782	<p>1 これらの資産のうち担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">13,052</td> </tr> <tr> <td>開発用不動産</td> <td style="text-align: right;">9,662</td> </tr> <tr> <td>その他(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;">1,412</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24,126</td> </tr> </table> <p>上記以外に「有価証券」5百万円、流動資産「その他」35百万円、「投資有価証券」260百万円および投資その他の資産「その他」122百万円を営業保証供託金等として差し入れております。</p> <p>なお、仕掛販売用不動産11,758百万円および開発用不動産7,587百万円については、担保提供および資産譲渡等に一定の制限条項が設定されております。</p>		百万円	仕掛販売用不動産	13,052	開発用不動産	9,662	その他(投資その他の資産)	1,412	計	24,126
	百万円																						
販売用不動産	5,873																						
仕掛販売用不動産	57,185																						
開発用不動産	50,310																						
その他(投資その他の資産)	1,412																						
計	114,782																						
	百万円																						
仕掛販売用不動産	13,052																						
開発用不動産	9,662																						
その他(投資その他の資産)	1,412																						
計	24,126																						
<p>2 保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">18,155</td> </tr> </table>		百万円	顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	18,155	<p>2 保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">70,586</td> </tr> </table>		百万円	顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	70,586														
	百万円																						
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	18,155																						
	百万円																						
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関および住宅金融専門会社等に対する連帯保証債務	70,586																						
<p>3 販売用不動産の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">内訳(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション完成商品</td> <td style="text-align: right;">15,414</td> </tr> <tr> <td>その他販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">9,667</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,081</td> </tr> </tbody> </table>	内訳(百万円)		マンション完成商品	15,414	その他販売用不動産	9,667	計	25,081	<p>3 販売用不動産の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">内訳(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション完成商品</td> <td style="text-align: right;">37,998</td> </tr> <tr> <td>その他販売用不動産</td> <td style="text-align: right;">10,309</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48,308</td> </tr> </tbody> </table>	内訳(百万円)		マンション完成商品	37,998	その他販売用不動産	10,309	計	48,308						
内訳(百万円)																							
マンション完成商品	15,414																						
その他販売用不動産	9,667																						
計	25,081																						
内訳(百万円)																							
マンション完成商品	37,998																						
その他販売用不動産	10,309																						
計	48,308																						
<p>4 開発用不動産の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">内訳(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション素材土地勘定</td> <td style="text-align: right;">67,451</td> </tr> <tr> <td>その他開発用不動産</td> <td style="text-align: right;">4,924</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,376</td> </tr> </tbody> </table>	内訳(百万円)		マンション素材土地勘定	67,451	その他開発用不動産	4,924	計	72,376	<p>4 開発用不動産の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">内訳(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション素材土地勘定</td> <td style="text-align: right;">80,897</td> </tr> <tr> <td>その他開発用不動産</td> <td style="text-align: right;">6,232</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">87,129</td> </tr> </tbody> </table>	内訳(百万円)		マンション素材土地勘定	80,897	その他開発用不動産	6,232	計	87,129						
内訳(百万円)																							
マンション素材土地勘定	67,451																						
その他開発用不動産	4,924																						
計	72,376																						
内訳(百万円)																							
マンション素材土地勘定	80,897																						
その他開発用不動産	6,232																						
計	87,129																						
<p>5 のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">13,647</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">619</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,027</td> </tr> </table>		百万円	のれん	13,647	負ののれん	619	差引	13,027	<p>5 のれん及び負ののれんの表示</p> <p>のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">13,552</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">649</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,903</td> </tr> </table>		百万円	のれん	13,552	負ののれん	649	差引	12,903						
	百万円																						
のれん	13,647																						
負ののれん	619																						
差引	13,027																						
	百万円																						
のれん	13,552																						
負ののれん	649																						
差引	12,903																						

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
<p>6 四半期連結会計期間末日満期手形の処理</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">45</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">3,521</td> </tr> </table>	受取手形	45	支払手形	3,521	6
受取手形	45				
支払手形	3,521				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)										
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">29,147</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">29,147</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	29,147	現金及び現金同等物	29,147	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">43,024</td> </tr> <tr> <td>預金期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">43,010</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	43,024	預金期間が3ヵ月を超える定期預金	14	現金及び現金同等物	43,010
現金及び預金勘定	29,147										
現金及び現金同等物	29,147										
現金及び預金勘定	43,024										
預金期間が3ヵ月を超える定期預金	14										
現金及び現金同等物	43,010										

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	345,387,738
第1種優先株式 (株)	10,000,000
第2種優先株式 (株)	11,250,000
第4種優先株式 (株)	18,750,000
第7種優先株式 (株)	25,000,000
第8種優先株式 (株)	23,598,144

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	3,358,315

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			51
合計			51

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、前期において発生した損失による利益剰余金の欠損を填補するため、平成21年5月31日付で資本剰余金14,495百万円を利益剰余金に振替えております。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が14,495百万円減少し、利益剰余金が同額増加しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 仲介事業 (百万円)	請負工事 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	57,048	8,150	1,955	8,431	2,284	77,870	-	77,870
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	45	17	667	129	860	(860)	-
計	57,048	8,195	1,972	9,099	2,414	78,731	(860)	77,870
営業利益又は営業損失()	4,383	977	66	806	407	2,257	(468)	2,726

(注) 事業区分の方法および各区分の主な内容

事業区分は事業内容を勘案して、次のとおり分類しております。

不動産販売.....マンションおよび土地・建物等の販売

不動産管理.....マンションおよびオフィスビル等の管理業務

不動産仲介.....不動産の売買仲介

請負工事.....マンション設備工事等の請負

その他.....マンションおよびオフィスビル等の賃貸ならびに賃貸管理、マンションの入居者向けサービス等

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 仲介事業 (百万円)	請負工事 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,549	15,346	1,935	10,046	2,472	60,350	-	60,350
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	55	9	223	126	415	(415)	-
計	30,549	15,401	1,945	10,269	2,599	60,765	(415)	60,350
営業利益又は営業損失()	368	1,495	178	889	480	2,674	(396)	2,277

(注) 事業区分の方法および各区分の主な内容

事業区分は事業内容を勘案して、次のとおり分類しております。

不動産販売.....マンションおよび土地・建物等の販売

不動産管理.....マンションおよびオフィスビル等の管理

不動産仲介.....不動産の売買仲介

請負工事.....マンション修繕工事等の請負

その他.....マンションおよびオフィスビル等の賃貸ならびに賃貸管理、マンションの入居者向けサービス等

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 仲介事業 (百万円)	請負工事 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	137,455	23,806	5,999	22,770	7,186	197,219	-	197,219
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	135	42	1,566	367	2,112	(2,112)	-
計	137,455	23,941	6,042	24,337	7,554	199,331	(2,112)	197,219
営業利益又は営業損失()	40,404	2,710	619	1,814	1,464	35,035	(1,669)	36,705

(注) 事業区分の方法および各区分の主な内容

事業区分は事業内容を勘案して、次のとおり分類しております。

不動産販売.....マンションおよび土地・建物等の販売

不動産管理.....マンションおよびオフィスビル等の管理業務

不動産仲介.....不動産の売買仲介

請負工事.....マンション設備工事等の請負

その他.....マンションおよびオフィスビル等の賃貸ならびに賃貸管理、マンションの入居者向けサービス等

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 仲介事業 (百万円)	請負工事 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	129,556	45,077	5,882	27,835	7,937	216,289	-	216,289
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	179	41	856	479	1,555	(1,555)	-
計	129,556	45,256	5,923	28,691	8,416	217,845	(1,555)	216,289
営業利益又は営業損失()	103	4,269	571	2,408	1,829	8,974	(1,337)	7,637

(注) 事業区分の方法および各区分の主な内容

事業区分は事業内容を勘案して、次のとおり分類しております。

不動産販売.....マンションおよび土地・建物等の販売

不動産管理.....マンションおよびオフィスビル等の管理

不動産仲介.....不動産の売買仲介

請負工事.....マンション修繕工事等の請負

その他.....マンションおよびオフィスビル等の賃貸ならびに賃貸管理、マンションの入居者向けサービス等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）および当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）ならびに前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）および当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）ならびに前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
93.24円	79.81円

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 143.11円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 13.34円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 6.08円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	48,972	4,561
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	48,972	4,561
普通株式の期中平均株式数 (株)	342,206,225	342,040,906
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株) (うち、優先株式)	- (-)	408,495,575 (408,495,575)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 14.47円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 2.01円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 0.91円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	4,950	686
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (百万円)	4,950	686
普通株式の期中平均株式数 (株)	342,091,745	342,033,817
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株) (うち、優先株式)	- (-)	408,495,575 (408,495,575)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

新株式発行および株式売出し

当社は平成22年1月8日開催の当社取締役会において、新株式発行および当社株式の売出しを決議し、それぞれ実施いたしました。

1 公募による新株式発行

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式 92,900,000株
(2) 発行価格	1株につき192円
(3) 発行価額	1株につき182.256円
(4) 発行価額の総額	16,931,582,400円
(5) 資本組入額	1株につき91.128円
(6) 資本組入額の総額	8,465,791,200円
(7) 募集方法	国内一般募集および海外募集
(8) 払込期日	平成22年1月25日

2 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(1) 売出株式の種類及び数	普通株式 7,100,000株
(2) 売出人	三菱UFJ証券(株)
(3) 売出価格	1株につき192円
(4) 売出方法	三菱UFJ証券(株)が当社株主から借入れる当社普通株式 7,100,000株の日本国内における売出し
(5) 受渡期日	平成22年1月26日

3 第三者割当による新株式発行

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式 7,050,000株
(2) 発行価額	1株につき182.256円
(3) 発行価額の総額	1,284,904,800円
(4) 資本組入額	1株につき91.128円
(5) 資本組入額の総額	642,452,400円
(6) 割当先	三菱UFJ証券(株)
(7) 払込期日	平成22年2月9日

4 資金の用途

今回の公募増資および第三者割当増資による手取概算額合計18,048百万円について、10,000百万円をマンション事業用地仕入資金および建築資金に、残額を社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社大京
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 裕

指定社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に、オリックス・ファシリティーズ(株)との株式交換および対価としての優先株式の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社大京
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 裕

指定社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に、新株式発行および株式売出しに関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。